

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第113号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年9月1日 02時30分ごろ	
発生場所	福島県相馬市松川浦漁港東方沖 相馬市所在の鵜ノ尾埼灯台から真方位090° 1海里付近 （概位 北緯37° 49.4′ 東経141° 00.7′）	
事故等調査の経過	平成22年12月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第一金栄丸 <sup>きんえい</sup> 、32トン	
船舶番号、船舶所有者等	130140、有限会社金子水産	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機No.1及びNo.2シリンダの、シリンダライナ、ピストン、ピストンロッド、ピストンピン、ピストンリングが焼損	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、松川浦漁港東方沖を東進中、平成22年9月1日02時30分ごろ、主機が異音を発生して停止し、航行不能となった。</p> <p>本船は、僚船に救助を依頼し、02時40分ごろ来援した僚船にえい航され、03時10分ごろ松川浦漁港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、うねり なし</p>	
その他の事項	<p>本船は、平成22年7月～8月の間に入渠し、主機全筒のピストンを抜き出して開放整備を行っていた。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関長が潤滑油システムの点検を行ってストレーナの目詰まりを発見し、修理業者が潤滑油ポンプ及び油圧調整弁の点検を行ったが異常はなかった。</p> <p>本船は、入渠後、主機潤滑油システムのストレーナの開放掃除を行っていなかった。</p> <p>本船は、本インシデントの際、主機潤滑油圧力低下の警報が鳴らなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、松川浦漁港の東方沖を東進中、主機の潤滑油システムのストレーナが目詰まりしたことから、潤滑油の供給量が減少して主機No.1及びNo.2シリンダのピストン、シリンダライナ等が焼損し、運航不能になったものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、夜間、本船が、松川浦漁港の東方沖を東進中、主機の潤滑油系統のストレーナが目詰まりしたため、潤滑油の供給量が減少して主機No. 1 及びNo. 2 シリンダのピストン、シリンダライナ等が焼損したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 主機警報装置の作動試験を実施する。